

協働の指針について

令和2年11月20日（金）午後7時～

協働の指針とは・・・

- 多様化・複雑化する地域課題等の解決に向け、行政だけでなく、市民、地縁団体、NPO、市民公益活動団体、企業や学校等など多様な主体が協働のまちづくりを行っていくことが求められています。
- そこで多様な主体が同じ方向を目指し、より良い阪南市のまちづくりを行っていくための基本的なルールが必要です。

協働の指針の構成・・・

- ① 指針策定の趣旨
- ② 現状と課題
- ③ 目指すべき協働
- ④ 協働によって期待される効果・成果
- ⑤ 協働を進めるための取り組み
- ⑥ 担い手の役割
- ⑦ 協働の手法

検討の流れ

- 第1回推進委員会…令和元年7月30日
- 第2回推進委員会…令和2年3月26日
- ★第3回推進委員会…令和2年11月20日

第1回 済	第2回 済	第3回 済	第4回 済	第5回 済	第6回 済	第7回	第8回
1月12日	12月18日	2月13日	3月12日	7月14日	8月19日	1月予定	2月予定
<p>南市民 益活動推進 関する指針に ついて</p> <p>り込むべき 目について</p> <p>1章(策定の 旨)</p> <p>2章(現状 課題)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2章(現状と課題) ・第3章(目指すべき協働) ・第4章(協働によって期待される効果) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2章(現状と課題) ・第3章(目指すべき協働) ・第4章(協働によって期待される効果) ・第5章(取り組み) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第5章(取り組み) ・第1章(策定の趣旨) 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進委員会の意見を踏まえた再検討(第1章～5章) ・第6章(担い手の役割) ・第7章(協働の手法) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の振り返り 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進委員会の意見を踏まえた再検討(全体) ・答申(素案)の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進委員会の意見を踏まえた答申(素案)の再検討

再検討〉第3章 目指すべき協働・・・①

検討 協働の原則

協働の効果をさらに高めるためには、関わる各主体がしっかりと話し合いをし、より良い関係性を築くことが重要となってきます。そのためには、次の原則を踏まえて、取り組んでいきます。

- **情報共有 《情報は積極的に発信していこう！》**
- **対等な関係 《同じ視線で、話し合おう！》**
- **相互理解 《長所、短所を認め合おう！》**
- **相互補完 《困りごとは、助け合おう！》**
- **自主性・自立性の尊重 《誰かに依存することなく、主体的に行動しよう！》**
- **自律性の尊重 《互いにルールを守り、行動しよう！》**

〈再検討〉第3章 目指すべき協働・・・②

検討 協働の担い手・パートナー

協働のまちづくりを進めていくためには、基盤である下記の担い手がまちづくりに参画し、それぞれの特性を活かして取り組みを進めることが重要です。また、担い手がお互いをパートナーとして良好な関係を築き上げることにより、さらに効果的に協働を進めることができます。

- 『市民』 市内に在住、在勤若しくは在学をする個人、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体
- 『自治会』
- 『特定非営利活動法人（NPO法人）』
- 『市民公益活動団体』
- 『学校等』
- 『事業者・企業等』
- 『議会』
- 『行政』 阪南市役所及び阪南市の地域社会に係る公共機関

第6章 担い手の役割・・・①

資料1 11P
検討詳細 9P

検討1 担い手の役割

第3章の「協働の原則」を踏まえた担い手の役割は以下のとおりです。担い手がそれぞれの立場で得意なことを発揮することが、協働のまちづくりの推進につながります。

【みんなができること】

- お互いが歩み寄りの姿勢を待ちましょう。
- 役割分担は固定せず、状況に応じて柔軟に見直しましょう。
- 協働のきっかけとして、出会いの場に参加し、つながりを広げましょう。
- 個人もしくは団体ならではの、得意なことを柔軟に活かしましょう。

第6章 担い手の役割・・・②

資料1 11P
検討詳細 9P

検討2 担い手の役割

【市民等ができること】

<意識> 自身がまちづくりに関わっているという意識を持ちましょう。

<情報> 様々な主体とつなげ・つながる、情報収集、発信、公開を行いましょよう。

<参加> 地域活動や自らの能力を活かせる場へ積極的に参加しましょよう。

<コミュニティ> 活動等を通じて、仲間を増やしつながりの輪を広げましょよう。

第6章 担い手の役割・・・③

資料1 11P
検討詳細 9P

検討2 担い手の役割

【行政等ができること】

<意識> 協働への消極的な意識を積極的な意識へ変革しましょう。

<情報> 様々な主体とつなげ・つながる、情報収集、発信、公開を行いましょ。

<参加> 担い手の活動の把握や協働の種を拾うため、地域に出ていきましょう。

<コミュニティ> 協働を推進するため、各課連携して、取り組みましょ。

第6章 担い手の役割・・・④

【検討部会の意見】

- ◇大きな枠組みで考えた方が良いと思う。（複数の団体の属している人もおり、細かくすると、分かりにくかったり、縛られているような感じになるのでは。）
- ◇情報の発信や収集はよくあるが、公開についても必要では。
- ◇協働していくためには、まずは、話し合いの場であったり、出会いの場が必要。
- ◇キーワードやカテゴリーに分けると、分かりやすい。
- ◇難しい言葉では意味が伝わりにくいため、表現を柔らかくした方が良い。

第7章 協働の手法・・・①

資料1 12P
検討詳細 10P

検討 協働の手法

協働には以下の6つの手法があります。協働による効果を最大限に得られるようにするためには、最適な手法を選択することが大切です。また、その手法も固定するのではなく、協働を行っていくパートナーにより、柔軟に変えていく必要があります。

- ①補助金・助成金の交付等
- ②実行委員会等
- ③協力・共催
- ④委託
- ⑤後援
- ⑥市政への参画

上記6つの手法以外にも「情報提供や発信」、「備品の貸出」や「講師の派遣」など、多様な手法があります。

第7章 協働の手法・・・②

資料1 12P
検討詳細 11P

検討 協働における各主体の関わり方の程度（協働の例）

団体Aと団体Bによる協働には、「団体Aが主体的に取り組み、団体Bが支援するもの」、「団体Bが主体的に取り組み、団体Aが支援するもの」、「団体Aと団体Bが主体的に取り組むもの」があります。次の3つのパターンは、各主体の関わり方の程度ごとに考えられる、協働の手法を挙げたものです。

パターン① 市民×行政

行政が支援	両方が主体	市民が支援
(手法の例) <ul style="list-style-type: none">・後援・補助金・情報提供・備品の貸出・講師の派遣	(手法の例) <ul style="list-style-type: none">・事業協力・共催・実行委員会	(手法の例) <ul style="list-style-type: none">・審議会への参画・委託

第7章 協働の手法・・・③

資料1 12P
検討詳細 11P

検討 協働における各主体の関わり方の程度（協働の例）

パターン② 市民公益活動団体×事業者・企業等

事業者・企業等が支援	両方が主体	活動団体が支援
(手法の例) ・助成金 ・物資の提供 ・活動の場の提供	(手法の例) ・事業協力 ・共催 ・実行委員会	(手法の例) ・地域への情報発信

第7章 協働の手法・・・④

資料1 12P
検討詳細 11P

検討 協働における各主体の関わり方の程度（協働の例）

パターン③ 自治会×NPO法人

NPO法人が支援	両方が主体	自治会が支援
(手法の例) ・後援 ・物資の提供 ・活動の場の提供	(手法の例) ・事業協力 ・共催 ・実行委員会	(手法の例) ・地域への情報発信